

生活指導

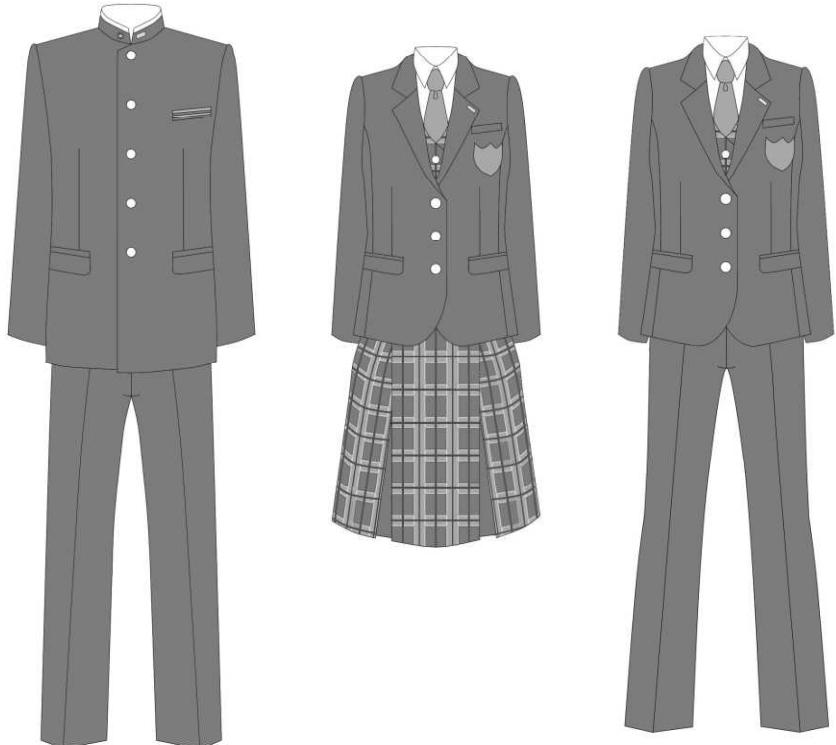
1 生活全般

- (1) 本校生としての誇りと自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動をとる。
- (2) 夜間外出及び無断外泊はしない。
- (3) 法規に反する行為は絶対にしてはならない。
- (4) カラオケボックス、ゲームセンター（プリクラコーナーも含む）、インターネットカフェ、パチンコ店など高校生にふさわしくない施設、場所への立入は禁止する。
- (5) アルバイトは禁止とする。
- (6) 金銭・物品等の管理を徹底し、貸借はしない。
- (7) 交際は、節度を守り、他人の誤解をまねくような行動は慎む。

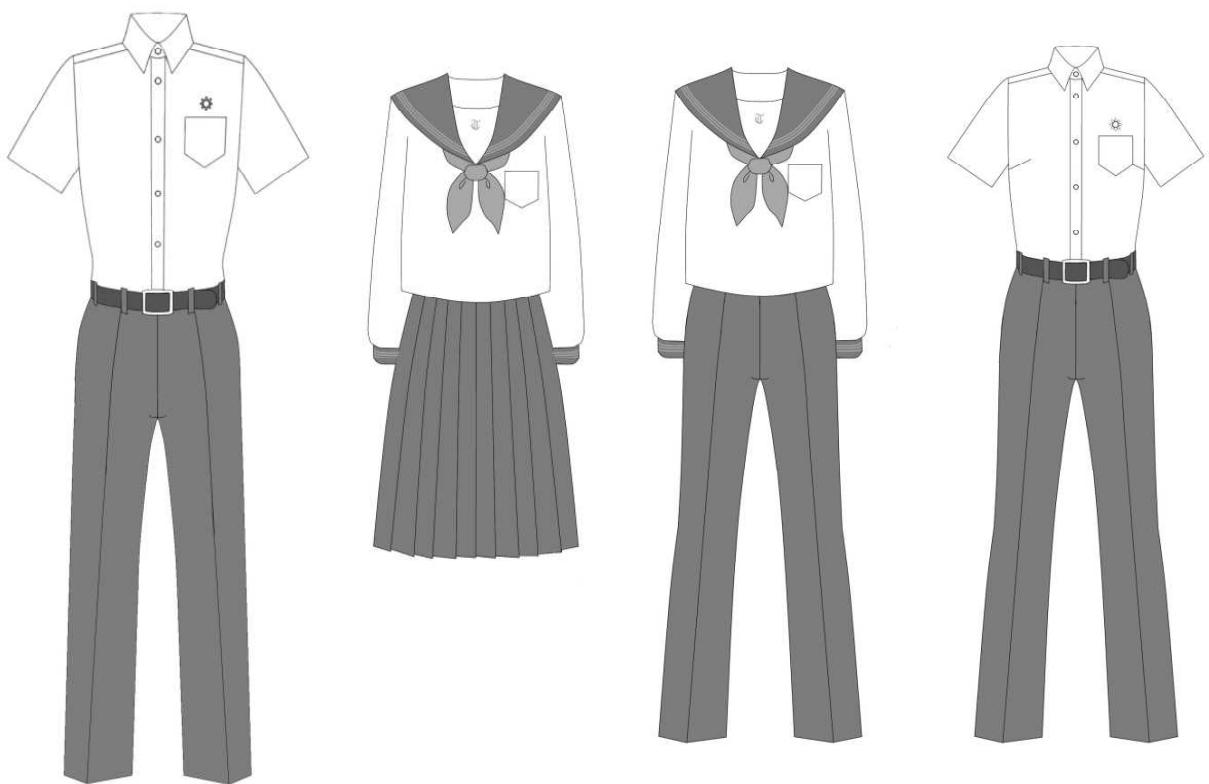
2 服装等

- (1) 登下校時および学校関係行事等による外出時には、規定の制服を着用する。
- (2) 靴下・タイツは無地で華美でないものとする。
- (3) 冬季のコートは本校指定のものを使用する。ただし、中学校時のボックスコートの使用については生徒指導部で確認のうえ、許可する場合がある。
- (4) 制服には学年組章を付ける。
- (5) 上履きは本校指定のものとする。
- (6) 夏服、冬服、中間服の着用に関しては、気候等に応じ各自で適宜移行する。
- (7) 怪我などのやむを得ない理由によって本校指定の制服で通学できない場合は、異装届を生徒指導部に提出し許可を得る。
- (8) 休日（課外・模試等がない日）は部活動で統一したユニフォーム・ジャージ等の部活動着での登校を認める。
- (9) 頭髪等は、本校の校訓・教育精神を堅持したものとすること。極端な加工や変形は行わない。

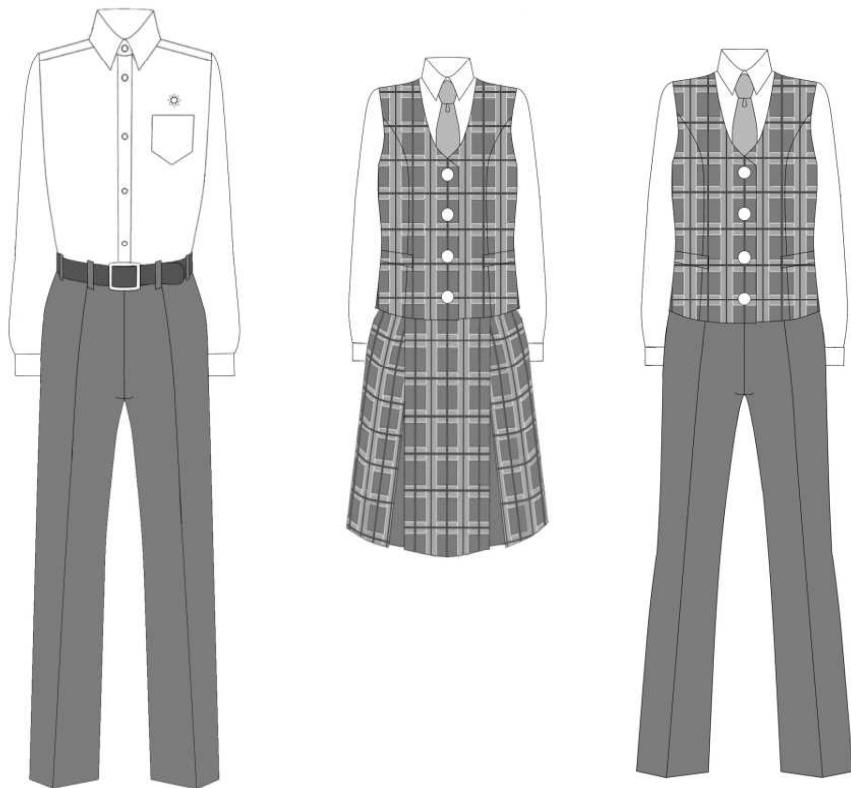
冬服



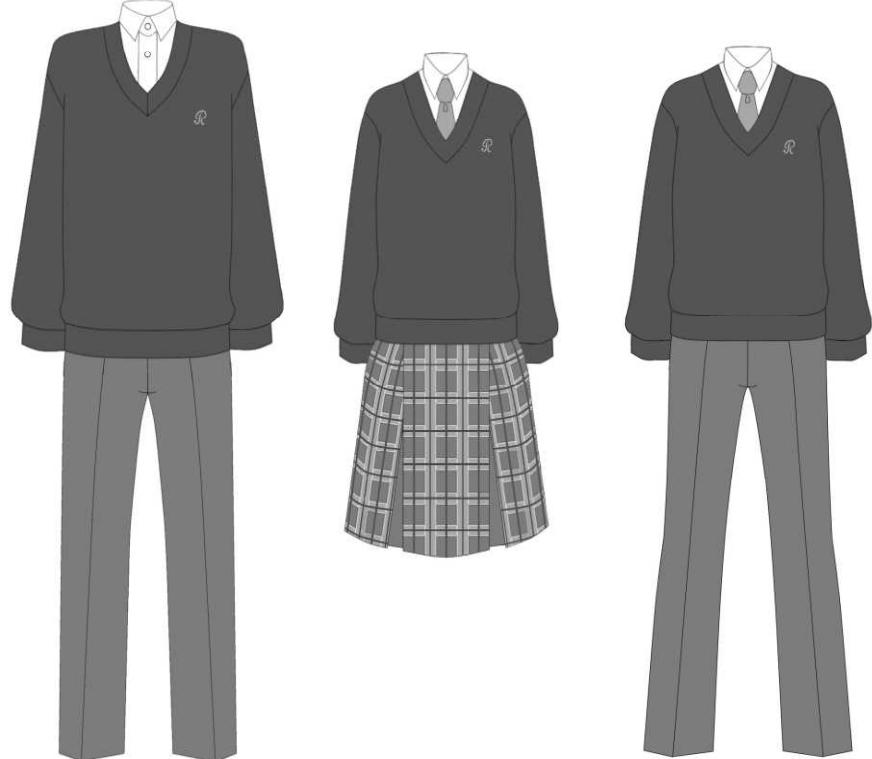
夏服



中間服



中間服



3 交通

- (1) 交通事故防止及び交通法規・交通マナーの遵守する。
- (2) 事故にあった場合はすぐに警察に通報し、学校、保護者に連絡する。登校後、担任、生徒指導部交通係に詳細を報告する。
- (3) 自転車通学については許可制とする。(許可条件は以下のとおり)
 - ①自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出すること。
 - ②ドロップハンドル型のロードバイクは通学用自転車として認めない。
 - ③前照灯が点灯すること。(オートライト機能推奨)
 - ④駐輪時は2重ロックをする。
 - ⑤雨天時は雨合羽を着用する。
 - ⑥通学用の自転車は自転車販売店で点検整備を行う。
 - ⑦必ず自転車保険に加入する。(TSマークのみは不可)
 - ⑧許可されたものは、ステッカ一代等の必要経費を納める。
 - ⑨許可された自転車は所定の位置にステッカーを貼付する。
- (4) 自動二輪・自動車の免許取得は認めない。
- (5) 原付バイク通学生を除いて、原動機付自転車(原付バイク)の免許取得は認めない。(原付バイク通学の許可条件は以下のとおり)
 - ①年齢のいかんに関わらず、1年次は許可しない。
 - ②原則として通学距離が片道12km以上、25km未満である。
 - ③代替の交通機関がない。
 - ④原動機付自転車(原付バイク)は排気量50cc以下のスクータータイプとする。
 - ⑤フルフェイス(白色)のヘルメット、学校指定のウインドブレーカー、手袋、長ズボンを着用する。
 - ⑥通学以外の目的に使用しない。
 - ⑦原付バイク後部及びヘルメット後部にステッカーを貼付する。
 - ⑧自賠責保険と任意保険に加入する。
- (6) 自動車学校への入校は、許可制とする。(許可条件は以下の全てを満たす者)
 - ①卒業要件を満たす者
 - ②進路先が決定している者(予備校は不可)
 - ③生活態度が良好である者
 - ④校納金・課外費・模試代など未納がない者
 - ⑤自動車学校への通学開始は共通テスト以降の家庭学習期間に入つてからとする。
 - ⑥就職・公務員に限り進路先が決定した者については、申し出があった時点で別途審議する。(場合によっては冬休み入校可。)
 - ⑦免許の取得は卒業式以降とし、それまでの免許取得は認めない。

4 情報モラル

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の校内での使用を禁止とする。(災害等の緊急時や諸調査にかかるデータ入力等、指導者の使用許可がある場合を除く。)
- (2) 携帯電話・スマートフォン等は校門に入る前(自転車通学生は駐輪場)に機器の電源を切り、校内では使用しない。下校時は校門の外(自転車通学生は駐輪場)で電源を入れる。
- (3) 自転車乗車中、歩行中等の使用は行わない。(イヤホン・ヘッドホンも含む)
- (4) 部活動等における校外での活動については担当教師・顧問の指導に従う。

5 その他

- (1) 掲示物は、生徒指導部に願い出て、承認されたものを指定の場所に掲示する。
- (2) 印刷物やビラの配布は、生徒指導部に届け出て、許可を受けなければならない。
- (3) テレビへの出演、コンテスト等に参加する場合は、事前に許可を得る。
- (4) 許可なく校内での火気の使用は禁止する。

6 賞罰規定について

- (1) 校長は、次の項に該当する者を褒賞する。
 - ①著しい善行、篤行のあった者。
 - ②その他、生徒の模範と認められた行為のあった者。
- (2) 校長は、次の項に該当する者に対して、教育的見地から懲戒処分または特別な指導を加える。懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
 - ①考查の不正行為、暴力行為、飲酒、喫煙、薬物乱用、交通違反、怠学、凶器持参、故意の校具・備品等の破損、破壊、窃盗、万引、その他風紀を乱した者。
 - ②その他、法規、校則、熊本市高等学校生活指導連盟(市生連)申し合わせ事項等に違反した者。

校則等の見直し手順



校外生活に関する申し合わせ事項

熊本市高等学校生活指導連盟

1. 校外生活

- (1) 夜間外出は原則として禁止する。
- (2) 外出時の服装は制服が好ましい。
他校の学校行事の見学・訪問・対外試合・クラブ活動・模試などによる外出は必ず制服とする。
- ※外出時には必ず生徒手帳（生徒証）を携行する。
- (3) 保護者の同行または学校の許可を受けたもの以外の外泊はいっさいしない。
- (4) 各種遊技場への立ち入りは学校で決められた通りとする。
カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ・パチンコ店・麻雀荘その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- (5) アルバイトについては各学校で定められた通りとする。
アルバイトを行う場合には、学校で発行する許可証を携行する。
- (6) バンド編成および演奏会をする場合は学校の許可を得ること。
ただし、高校生以外の混成バンド編成は禁止する。
- (7) 交通法規・交通マナーを遵守する。
無免許運転、単車・自転車の二人乗り、アーケード街の自転車の乗り入れ、傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンを装着しての運転、家族の自動車以外の相乗りは絶対にしない。
単車・自動車の免許取得については、各学校で定められた通りとする。
- ※雨天時の自転車乗車は必ず雨ガッパを着用する。
- (8) 髮型などは高校生らしいものとする。
パーマ・リーゼントスタイル・カール・染毛・エクステンション・脱色・額のそりこみ・まゆそり・化粧・ピアス・ネイルアート等はしない。
- (9) 携帯電話等の校内への持込みまた、使用については各学校の定めた規則を遵守する。
- (10) 少年保護育成条例の規定により有害がん具類等として指定されたがん具類、器具類、刃物類の所持については禁止する。

2. 補導・被害を受けた場合の心得

- (補導) (1) 生徒手帳（生徒証）の提示を求められたら必ず見せる。
(2) 学校名・学年組氏名・担任名などを素直に答える。
(3) 学校に必ず届ける。
- (被害) (1) 直ちに学校・最寄りの警察署・交番に連絡する。
(2) 相手の特徴（背の高さ・髪型・服装・人相・人数など）を覚えておく。
(3) 交通事故の場合
相手の名前、住所、車種、車の色、ナンバーを記録しておき、外傷がなくても一応病院で診断を受けておく。学校にもすぐ届ける。

熊本市高等学校生活指導連盟加盟校

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| ・開新高校 | ・九州学院高校 | ・熊本市立千原台高校 |
| ・熊本市立必由館高校 | ・熊本学園大学付属高校 | ・熊本北高校 |
| ・熊本支援学校 | ・熊本高校 | ・熊本工業高校（全日制） |
| ・熊本工業高校（定時制） | ・熊本国府高校 | ・熊本商業高校 |
| ・熊本信愛女学院高校 | ・熊本中央高校 | ・熊本西高校 |
| ・熊本農業高校 | ・熊本マリスト学園高校 | ・熊本聾学校 |
| ・慶誠高校 | ・尚絅高校 | ・真和高校 |
| ・済々黌高校 | ・第一高校 | ・第二高校 |
| ・鎮西高校 | ・東海大学付属熊本星翔高校 | ・東稜高校 |
| ・文徳高校 | ・盲学校 | ・湧心館高校（全日制） |
| ・湧心館高校（定時制） | ・熊本市立平成さくら支援学校 | ・ルーテル学院高校 |